
第3部

計画推進のために

第1章 地域の考え方

各計画における事業を効率的に実施していくために、広い市域をそれぞれの地域の特性や交通の利便性を考慮し、行政サービスのシステムづくりや事業の取組み方法を考えます。

1 本市の地域区分と地域サービスの状況について

(1) 地域区分の考え方

本市の基本構想・基本計画である「八王子ゆめおりプラン」では、地勢や歴史的な背景から、市域を「北部地域」「西部地域」「西南部地域」「東南部地域」「東部地域」「中央地域」の6つに区分し、それぞれ人々の往来の盛んな場所を各地域の地域拠点と定め、交流基盤の整備などを一体的に進めていく考えを示し、現在、それぞれの地域に応じたさまざまな取組みを市民協働のもとに進めています。

現在、保健福祉サービスを含む各種手続きや相談などの行政サービスについても各地域において総合的に提供できるよう体制整備を検討しているところです。

(2) 保健・福祉関係施設の配置

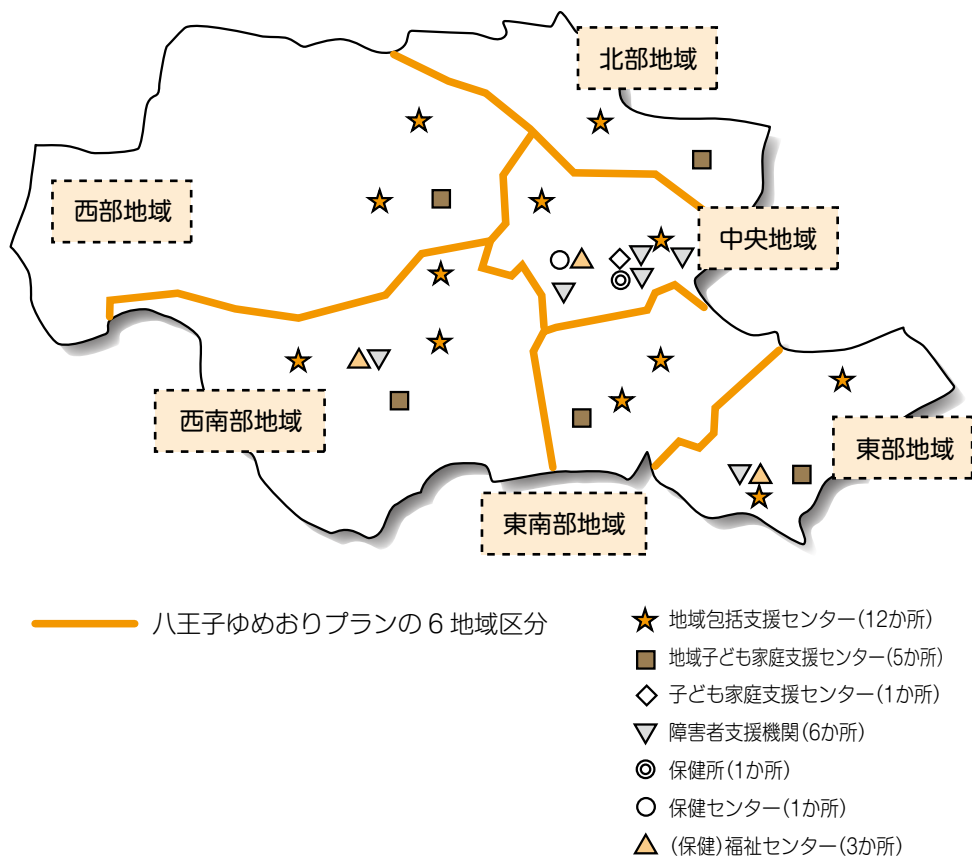
現在、本市の保健・福祉関係の施設については、以下のとおり配置されています。

- ①地域の高齢者に対する総合的な相談や支援などを行う地域包括支援センター*は、現在、高齢者人口を勘案し12の地域区分に1か所ずつ配置しています。
- ②子育てや子どもに関する相談や支援を行う地域子ども家庭支援センターは、5か所の地域区分に1か所ずつ配置し、他に総合的な支援窓口として子ども家庭支援センター*1か所を配置しています。
- ③障害者の相談や支援に関する施設としては、心身障害者福祉センター1か所、保健福祉センター2か所、市が委託する相談支援施設として3か

所を配置しています。

- ④保健に関する施設としては、保健所、保健センターを各1か所配置しています。また、高齢者や障害者の健康や福祉の増進のために保健福祉センター2か所及び高齢者の健康や福祉の増進のために福祉センター1か所を配置しています。

6 地域区分及び保健・福祉関係施設



今後、上記の6地域区分を基本とし、地域の実情を考慮して保健・福祉関係の施設を整備していきます。

2 計画における地域区分について

(1) 基本的な考え方

本計画では、「八王子ゆめおりプラン」の考え方を踏まえ、6地域区分を基本的な区域として、サービスを利用される人の利便性や事業実施の効率性を考慮し、さまざまな保健福祉サービスを展開していくとともに、地域における保健福祉活動の充実をめざします。

(2) 地域区分を踏まえた取組み

今後、(1)の考え方を踏まえ、地域において次のような取組みを行います。

① 地域における相談や支援体制の整備

地域の事務所において、地域包括支援センター*や地域子ども家庭支援センター、また、保健福祉センターなどの情報の共有化を図り、各地域における保健福祉の相談や支援に対応できる体制を整備します。

② 住民の参加や地域の特性を活かした事業の実施

災害発生時の要援護者支援や地域の見守りネットワーク活動など地域住民同士の連携を必要とする事業においては、積極的な住民参加を促進するための仕組みづくりを行っていくほか、地域の実情に合わせた住民の自主的な活動を支援していきます。

③ 保健医療・福祉の連携した事業の実施

保健所政令市*移行により本市の保健事業はより地域の実情に合わせた取組みが可能となりました。このため、それぞれの地域の中でヘルスプロモーションの考え方を踏まえた、健康づくりや高齢者の介護予防*に関連した各種の事業を実施します。

事業の実施にあたっては、保健所や保健センターとともに、保健福祉センターなども連携することで、各地域における統一的な情報の提供や相談機能を充実させていきます。

第2章 推進体制の整備

各計画を着実に推進するためには、市民の参加を得て計画の進行管理や評価を定期的実施します。また、市の内部においても他部門の事業との連携により、計画の円滑な推進を図ります。更に、地域活動の推進のため、人材の確保など環境の整備に努めます。

1 地域保健福祉推進協議会の設置

「地域福祉計画」、「保健医療計画」、「高齢者計画」の進行管理や評価を定期的実施する機関として市民参加による「地域保健福祉推進協議会」を設置し、地域保健福祉計画の確実な実施を図るとともに、保健医療・福祉に関して総合的な見地から協議、意見交換などを行います。

2 計画推進のための環境整備

本市は、開発により急速に都市化された地域がある一方、古くからの自然が今も色濃く残る地域も混在するなど、多様な地域性を持っています。同じように地域住民の地域への関わり方や住民同士の繋がりもさまざまです。計画を確実に推進していくためには、それぞれの地域の特性に応じた対応を図るとともに、保健医療・福祉、教育、防災など、市の各部門における広範囲の連携を図ることが必要です。また、福祉人材の育成や財源の確保など執行体制を統一的に強化することで、効果的でバランスの取れた計画の推進が図られると考えます。このために、以下の考え方を計画推進の柱として事業を進めていきます。

(1) 総合的連携システムの整備

地域の住民が抱える生活課題は、一つの分野で解決できるものばかりではなく、さまざまな情報を総合的に検討して対応する必要があります。

このため、それぞれの施設や分野別のネットワークなどが把握している保健医療・福祉に関する情報を、総合的に共有化することで、サービスの適切な利

用に結びつけられる体制を整備し、地域の住民に対するサービスの総合化を図ります。

(2) 地域活動を担う人材の育成

地域の保健医療・福祉向上のためには、住民が地域の問題を自分たちの問題として考え、地域活動に積極的に参加し、行政と協働して地域の生活課題を解決していくことが大切です。

このためには、これまで参加したことのない住民でも自分の経験や技能を活かした身近な活動などに、気軽に参加できる仕組みをつくる必要があります。また、地域の活動を継続的に実施していくためには、住民の自主的な活動を中心的に支える人材の育成が求められます。このため、社会福祉協議会*やNPO*などの団体とも協力し、人材の育成をめざします。

(3) 地域活動を支援する財源の確保

住民や団体が地域の実情や住民のニーズに合わせて実施するさまざまな地域活動を行うには、それを維持するための財政的な裏打ちが必要となります。このため、今ある社会資源を有効に活用するとともに、助成事業の見直しや、住民や企業からの協力を得るなど、より効果的な財源の確保を検討し、地域活動を支援していきます。支援に際しては、地域の特性を取入れた活動など、地域の福祉力を高めるために有効な活動への助成を重点的に進めます。

更に、企業経営の手法を取入れた活動を支援するなど、地域活動を行う団体の自立を促進します。